

令和3年度第2回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

1. 日 時：

令和4年(2022年)3月16日(水) 午後3時00分から午後4時00分

2. 場 所：

箕面市役所本館2階 特別会議室

3. 出席者：

1) 箕面市都市景観審議会委員（8名）

会長 加我 宏之 氏	委員 杉浦 有子 氏
委員 福田 知弘 氏	委員 松出 末生 氏
委員 若本 和仁 氏	
委員 小野 悟 氏	委員 北本 順子 氏
委員 山中 朱美 氏	

2) その他

市関係者（3名）

事務局（2名）

傍聴者（0名）

4. 会長の選出、会長職務代理の指名

前回の審議会後に委員の任期が満了となり、改選があったため、箕面市都市景観条例第65条第1項の規定に基づき、委員の互選により加我委員を会長として選出した。次に、加我会長が会長職務代理者として、福田委員を指名した。

5. 審議等の内容：

事務局より、委員の過半数の出席（委員9名中8名の出席）を確認し、会議が成立していることを報告した。

【案件1】山すそ景観保全地区内における建設行為等の審査について（諮問） ～粟生間谷東5丁目～

市より、粟生間谷東5丁目地内における宅地造成の計画について説明を行った後、審議を行った。

<【案件1】の質疑内容>

会長：本案件は、山すそ景観保全地区における宅地造成の計画である。今回の審議

の前に、都市景観アドバイザーへの相談等を行っており、まずは都市景観アドバイザーを兼任されている委員からその内容について説明をお願いしたい。

委員：今回の計画主体は宅地を造成する事業者であり、造成した後は住宅販売を専門とする事業者が別で進めていくこととなるため、建物に対しての意見ではなく、よい住宅地となるためにどのように宅地をデザインしていくかという相談をおこなってきた。そういった点で、計画地の北側にある道路から宅地内への進入口から眺めることのできる位置にみどりの空間をつくれるよう開発公園や大きめの宅地を配置していただいている。また擁壁については、最大2.5mほどあるが、住宅の奥にふと視線を動かしたときに見えるようなもので、近景において見え方に大きな影響を与えるものではない。しかし、擁壁が見える部分をきれいに見せるよう水抜き穴へからのスリットを配置するよう計画いただいた。今回は山すそ景観などの遠景の見えにはあまり影響ないが、近景からの見え方に配慮をいただいた計画となっており、栗生間谷東内で既に形成されている住環境にきれいに連なる形で計画地ができることとなると思う。

1点だけ、事業者をお願いしたい点がある。スリットの幅について、現計画は3cmだが、それだと小石などが入るとスリットを越えて雨水が流れてしまう可能性があるのもう少し幅を太くするよう検討いただきたいところである。

市：スリットの件については、審議会での意見として事業者に伝える。

会長：説明いただいた内容について、質問等はあるか。

委員：今回、計画地内にゴミ置場が2箇所計画されているが、この計画戸数でゴミ置場の大きさは足りるのか。また、ゴミが積み上がっていくと景色としてはあまり良いものではないと思う。コンテナのようなボックスを置くなど、修景に配慮いただけたらと思うがどうか。

市：ゴミ置場の面積に関しては、市の要綱の中で、戸数に応じた面積基準が定められており、その基準に基づいた大きさであると認識している。またゴミ置場の形状については、収集の担当に確認しなければいけないが、可能であればボックス等を配置して修景に配慮したものとするよう事業者伝えておく。

委員：ゴミ置場など、そこに住んだ後の景色について考えていくと、住宅の再販性も高まっていくと思うので、是非検討していただけたらと思う。

委員：今回の工事はため池を埋め立てて工事をされることで、かなりの土砂と樹木がなくなると思うが、どれくらいの樹木を伐採するなど本数調査などはしているのか。施工に関係のない樹木まで伐採することのないよう景観に配慮した工事をしていただきたい。

市：境界確定などに必要な現地調査は行っていると思う。樹木の本数まで調査しているとは聞いていないが、今いただいたご意見については、工事の際に注意するよう業者に伝える。

委員：開発後に建設される建物については、市で届出を受けたり協議したりはしな

いのか。

市：今回の計画地については、建物1つ1つの敷地等は届出の提出義務はない規模である。

委員：建物が注文販売なのか建て売りなのか決まっていなと思うが、敷地が大きい場所や北側の進入口に近い場所などで先行的にモデルハウスのような建物を建てることで、宅地全体の見えも良くなり、販売促進にもつながると思うので是非ご検討いただけたらと思う。

市：事業者の方に伝えておく。

委員：擁壁が綺麗に見えるようにデザインをするというのは、デザインの内容は業者に任せるものなのか。

市：擁壁のデザインに関する配慮というのは周りの土地状況によってさまざまで、自然石風の石貼りにすることもあれば、今回のようなスリットを入れるような場合もある。今回は、道路に向けての擁壁というよりは、住宅の奥に見えてくるようなものなので、あまり大きな模様をつけると目立ってしまうため、スリットでデザインをするようアドバイザー会議の中でアドバイスをいただいている。

委員：擁壁の高さが最大2.5mというのは、人間の身長よりは大きなものになると思う。実際に前に立ったときに見え方に圧迫感はないのか。

委員：擁壁自体は直接道路に面しておらず、住宅の奥にふと見えるようなものとなるため、見え方としてはさほど大きく見えるものではないと思う。

会長：その他に意見はあるか。

【意見なし】

会長：意見がないようなので、本案件については諮問原案のとおり妥当として答申してよいか。

【異議なし】

会長：本案件について諮問原案のとおり妥当であると答申する。

【その他】箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例に基づく許可について（報告）

市より、同条例の許可案件について報告した後、質疑応答を行った。

〈【その他】箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例に基づく許可についての質疑応答〉

会長：昨今、国を挙げた脱炭素社会実現に向けた様々な取り組みが進められているところだが、その一方で山や畑が大きく伐採され、メガソーラーが設置されるなど景観面では課題も多いと感じる。そうした中で、景観へ配慮した太陽光発電設備の設置に向けた取り組みは非常に有益であると考えている。何か報告内容について、意見などはあるか。

委員：植栽を配置すると、太陽光パネル自体に光が当たらないというような懸念はな

かったのか。

市：植栽している場所は太陽光パネルの北側になるため、太陽光の照射にはさほど影響ないと思われる。

委員：太陽光パネルの設置事業者は、企業イメージとして太陽光パネル自体を公共空間に見せたいといった思いはなかったのか。

市：公共空間に向けて太陽光パネルを見せたいという思いがあったかまではわからないが、今回の事業者に限らず、企業の方針として積極的に再生可能エネルギーの推進に取り組む事業者は増加していると感じている。

会長：他に意見はあるか。

【意見なし】

【その他】橋本亭の現状について（報告）

市より、橋本亭について、大阪都市景観建築賞の受賞など現状について報告した後、質疑応答を行った。

会長：橋本亭は、滝道の景観を先導してきた歴史深い建築物である。崖崩れにより解体せざるを得なくなったものの、既存部材を最大限活用して再建築を行い、当時の風景をなるべく再現することができた。本審議会でも逐次状況について報告いただいております。昨年には景観重要建造物の指定についても議論を行ったところである。そういった中でこのような賞を受賞したことは、箕面市の景観の取り組みとしてもとても喜ばしいことであると思う。今回の報告について、何か意見はあるか。

【意見なし】

会長：その他案件について終了する。

以上